

和福障第 95号
令和2年4月9日
(2020年)

各指定就労定着支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業の取扱いについて

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においても、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が確認されましたが、各事業所の皆様には、新型コロナウイルスについて、正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、なお一層の感染拡大防止に向け取り組んでいただいているところと存じます。

就労定着支援事業については、利用者との対面による支援を月1回以上行うこととなっておりますが、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第3報)(令和2年3月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)」における「感染拡大防止の観点から対面による支援が困難と市町村が認める場合」については、今般のコロナウイルス感染拡大の状況が該当すると判断しますので、利用者の同意を得た上で、電話連絡その他可能な方法によって就労定着支援の継続に努めていただきますようお願い申し上げます。

利用者に対してできる限りの支援の提供を行ったと認められるものについては、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となります。

また、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対する問い合わせ窓口及び生活に不安を感じておられる市民の皆様を支援するための相談窓口については、本市ホームページ上にて掲載しておりますので、ご参照ください。

【新型コロナウイルス感染症に関連する情報】

ホームページ番号：1027184

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1027184/index.html>

(連絡先)

和歌山市障害者支援課

073-435-1060

事業所指定担当(瀧、北尾、西中)